

厚木市教育委員会点検評価委員会委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、厚木市教育委員会点検評価委員会委員（以下「委員」という。）の公募に関し、必要な事項を定める。

(応募の資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当する応募日現在18歳以上の者
 - ア 市内に在住し、在勤し、又は在学している者
 - イ 市内で公共的な活動をしている者
 - ウ 市に納税義務を負う者
- (2) 本市の他の審議会等の委員でない者
- (3) 本市の議員及び職員でない者
- (4) 平日の昼間に開催する会議に出席できる者

(募集人員)

第3条 公募する委員の人員は、1人とする。

(公募方法)

第4条 委員の公募は、広報あつぎ及び市ホームページで募集するものとする。

2 委員の公募に当たっては、厚木市教育委員会点検評価委員会委員応募申込書（以下「申込書」という。）の提出を求めるものとする。

(公募受付期間)

第5条 公募の受付期間は、令和6年2月1日（木）から同年3月4日（月）までとする。

(選考委員会の設置)

第6条 委員の選任に当たり、公平かつ公正な選任を確保するため、合議制による選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、次の職にある者をもって組織する。

- (1) 教育総務部長
- (2) 教育総務部教育総務課長
- (3) 教育総務部教育総務課教育企画係長

3 選考委員会に委員長を置き、教育総務部長をもって充てる。

4 選考委員会は委員長が招集する。

5 選考委員会の庶務は、教育総務部教育総務課教育企画係において処理する。

(委員の選考)

第7条 委員の選考は、選考委員会において行う。

2 委員の選考は、書類審査及び面接審査によるものとし、第2条に規定する応募の資格及び応募申込書に記載された内容を総合的に考慮するものとする。

(選考の結果)

第8条 選考結果については、応募者本人に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和5年11月13日から施行する。